

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1301号)

平成27年5月14日

横情審答申第1301号

平成27年5月14日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成26年10月1日総労第566号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成26年7月4日支給「給与等仕訳書」（188ページ～190ページ）」
の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成26年7月4日支給「給与等仕訳書」（188ページ～190ページ）」を一部開示とした決定について、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成26年7月4日支給「給与等仕訳書」（188ページ～190ページ）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年8月15日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件処分により非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）は、職員への給与支給額やその明細であって、一般に他人に知られたくない情報である。職員番号や氏名など個人を識別することができる部分を除いたとしても、公にすることにより、職員が受け取った給与の詳細を明らかにすることになる。
- (2) したがって、本件非開示部分は、公にすることにより、特定の個人を識別することはできなくても、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文に該当し、非開示とした。また、当該部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件非開示部分を開示するよう求める。
- (2) 条例第7条第2項第2号ただし書ウは、公務員の「職」及び当該職務遂行の内容

に係る部分については、公開とすることを明記している。公務員の職務に関する情報は「個人」に関する情報には含まれない。本件請求は、職員の個人情報としての給与等情報を請求したものではない。公務員の「職員番号と氏名を除いた部分」と明記して請求することで、公務員の職に関する情報にしばって開示を請求したのである。

- (3) 実施機関は、非開示の根拠として個人の権利利益を害するおそれがあるためと主張している。もちろん、公務員にも個人としての権利利益はある。公務員の職務遂行情報は、行政事務に関する情報でも公務員個人の活動に関する情報でもあるが、このうち「職」に関する情報は、行政事務に関する情報としてはその職務行為に関する情報と不可分の要素であり、市政の説明責任を全うするためにこれを明らかにする意義が大きいので、ある手当から特定の公務員を類推して識別することが可能としても、開示することが妥当なのである。
- (4) 情報公開制度の本来の制度目的は、情報を公開することにより市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の運営に資することである。市政に関する情報が広く公開され、それをもとに市政に対する適正な意見が形成され、公正で市民の意見が反映された行政が実現されることを期待する。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成26年7月4日支給の給与等仕訳書であり、市民局総務部市民情報室（以下「市民情報室」という。）職員の給与明細が記載された文書である。

本件申立文書には、職員ごとの職員番号、氏名、超過勤務時間、宿直日数、給料、扶養手当、地域手当、総支給額、各種控除の額、差引支給額、口座振替額等が記載されている。また、本件申立文書の最後の欄には、所属合計欄として市民情報室職員19人分の合計が記載されている。

このうち、実施機関は、超過勤務時間、宿直日数等に係る内容を開示し、給料等の支給及び控除の金額に係る内容を非開示としている。また、本件請求は、職員番号及び氏名を除いた部分を求めるものとして行われているため、本件処分においては職員番号及び氏名は本件請求の対象外であるとして開示されていない。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別すること

ができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。もっとも、本号ただし書では、「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件非開示部分は、職員番号や氏名など個人を識別することができる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、本号本文に該当するとして非開示としている。

これに対し、申立人は、本件非開示部分は本号ただし書ウに該当し開示すべきであると主張している。

ウ 職員ごとの欄について

(ア) 職員ごとの欄は、市民情報室職員のそれぞれの給与明細が記載されているものである。本件処分では職員番号及び氏名は開示されていないとしても、本件申立文書は市民情報室の職員に係る内容であることから、職員録等の情報と照合することにより、特定の個人を識別することが可能となる。また、本件申立文書を見分したところ、職員に実際に支払われた給与の支給額及びその明細が記載されていることが認められた。これらの情報は、秘匿されるべき個人の財産に関する情報である。

したがって、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文前段に該当する。

(イ) 申立人は、本件非開示部分は本号ただし書ウに該当すると主張している。しかし、給与の支給額等に係る情報は公務員の職及び職務遂行の内容に係る情報であるとは認められない。また、当該情報は本号ただし書ア及びイのいずれにも該当しない。

エ 所属合計欄について

(ア) 所属合計欄は、市民情報室職員の給与明細の合計が記載されているものである。所属合計欄を見分したところ、別表に示す部分は項目ごとに19人分の合計金額が記載されていること又は空欄であることが認められた。

合計金額が記載されている項目は、19人の金額を合計したものであるため、市民情報室職員の各個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができる情報ではない。また、空欄の項目については、市民情報室職員には支給されていない手当等に係る内容であることが明らかである。したがって、当該情報は市民情報室職員の各個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができる情報ではない。

- (イ) 一方、厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料及び雇用保険料については、特定の職員1人のみが該当となっている項目であることが認められた。そうすると当該項目は上記ウと同様の理由により、本号本文前段に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。
- (ウ) 組合費については、特定の少数の職員が該当となっている項目であることが認められた。そもそも、職員が職員団体に加入することは、職員の思想信条を含む内心に基づく行動・意思表示である。そうすると、当該項目は上記ウと同様の理由により、本号本文前段に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。
- (エ) したがって、本件申立文書については、所属合計欄のうち、厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料、雇用保険料及び組合費は、本号本文に該当するが、別表に示す部分は本号本文に該当しない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定について、別表に示す部分を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の情報を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

別表 当審査会が条例第7条第2項第2号に該当せず、開示すべきであると判断した部分

<p>所属合計欄のうち、次の各欄</p> <p>給料、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、初任給調整手当、単身・寒冷手当、管理職員特別勤務手当、支給額計、通勤手当、児童手当、特勤、日額、月額、定率、義務教育等教員特別手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、職務加算、期末手当、勤勉手当、共済長期掛金、共済短期掛金、共済介護掛金、厚生会費、所得税、住民税、厚生会等控除金計、控除金合計、差引支給額、健保給付金、厚生会給付金、給与口座振替額、諸手当口座振替額、給与現金支給額及び諸手当現金支給額</p>

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年10月1日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成26年10月16日 (第177回第三部会) 平成26年10月23日 (第257回第一部会) 平成26年11月14日 (第261回第二部会)	・諮問の報告
平成27年2月12日 (第263回第一部会)	・審議
平成27年3月12日 (第265回第一部会)	・審議
平成27年4月9日 (第266回第一部会)	・審議